

第5回松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会 次第

日時 平成24年11月22日(木)

午前9時30分から

場所 東庁舎4階 第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議事項

(1) 第4回検討委員会の開催結果について P1~13

(2) 通学区弾力化制度の見直しについて P14

(3) 地域活動における課題解決に向けた取組みについて P15

(4) 検討委員会の提言について P16

(5) その他

4 閉 会

(報告事項)

第4回松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会 会議結果

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 平成24年10月25日(木) 午前9時30分から11時30分まで
- (2) 会場 松本市役所東庁舎4階 第2委員会室

2 出席者

(1) 委員

木村晴壽委員、的場久仁男委員、五十嵐一雄委員、中原信一委員、太田尚行委員、大澤好市委員、宮林孝子委員、濱宗次委員、古市昭太郎委員(以上9人)

(2) 事務局等

川上一憲教育部長、高野一司学校教育課長、小柳廣幸指導室長、板倉勝課長補佐、奥原広幸課長補佐、羽山友貴事務員(以上6人)

(3) 関係課

地域づくり課 藤牧啓吾主査、こども育成課 小岩井淳主査、教育政策課 小林伸一課長補佐、生涯学習課 永田幸彦課長補佐(以上4人)

3 傍聴者

報道関係3社

4 会議次第

開会

委員長挨拶

会議事項

- (1) 第3回検討委員会の開催結果について
- (2) 指定校変更の状況等について
- (3) 通学区弾力化制度の課題と解決策について
- (4) その他

閉会

5 会議内容

(1) 委員長挨拶

早いもので、この会議も4回目ということで、今日は具体的な話に入って、スケジュール内できちんと収まるような方向でいければと思う。暑いさなかに始まったのが、もう寒々とした季節に入って、冬に入るころには予定通りこの会議の目的を果たすということで行きたいと思うので、よろしくお願いします。

(2) 第3回検討委員会の開催結果について

事務局から会議結果を報告

(3) 指定校変更の状況等について

事務局から①平成25年度指定校変更申請者の通学距離の状況②指定校変更の多い町会の状況③通学区弾力化制度の見直し事例について説明

<質疑>

委員

補足資料の2ページで、Aさんのお宅は②小学校の方が近いが、Aさんと同じ町会に入つていれば、全て②小学校の方が近いということになるのか。

事務局

通学距離については町会ごとではなく、個々の申請者の自宅から測定をして判断しています。

委員長

それぞれの家で全部違うということだ。

委員

そうすると、Aさんのいる町会の中でも指定校の①小学校の方が近い方もいるということか。

事務局

そのとおりです。その場合は、指定校変更は認められません。

委員長

今の制度は簡単に言うと、指定校よりも少しでも近いところがあれば、そちらを選択することができるというのだ。4km、6kmというのは、通学区を考えるときに基本的にそれを超えないようにしているということなので、今日の議論にはあまり関係がないものだ。これは共通の理解として持っておきたい。

(4) 解決策の検討

委員長

それぞれ、こういうのはどうだろうという考えはあると思うが、まず委員長としての私の案と、副委員長の案を示したい。それらをたたき台として、具体的な線を探るという作業に入りたいと思う。

私がこれまでの議論を踏まえて考えたやり方は、まず一つは「指定校まで何km以上であれば変更ができる」という基準はいるだろうということだ。他の例を見ると、1.5kmとか2kmとかという数字が出ているが、私の考えでは、常識的に考えて、義務教育の場合、通学に要する時間は30分以内に収まるようにするのが妥当だろうと思う。通常大人がスタスタ歩くと、時速4kmと言われている。30分だと2kmということになる。ただ、小学校低学年の場合だと、おそらく時速3kmがせいぜいだと思う。そうすると、1.5kmが一つの目安として出てくると思う。他市町村で1.5km、2kmという数字の基準を設けているのは、そういう根拠があるからだ。私はやはり、30分ということで考えれば1.5kmが妥当だと思うので、一つの条件は、指定校までの距

離が 1.5 km を超えていることが必要ではないかと考える。

もう一つは、単純にそれ一本でいくという考え方もあるが、10m や 20m の差でも近い方を選べるというはどうなのか、それくらいの範囲なら指定されたところに行つてほしいということもあると思うので、プラスしてもう一つの歯止めをかけるという考え方もある。その場合、例えば指定校までの距離と比べて希望校までの距離が 2 分の 1 以内に収まっているといった制度もあるが、それは分かりにくいだろうと思う。私は指定校までの距離と希望校までの距離の差が 500m くらいまでだったら指定校に行ってもらつてもいいのではないかという考え方だ。

モデルとしては、①指定校までの距離が 1.5 km を超えている②指定校までの距離と希望校までの距離の差が 500m 以上である、というあたりをたたき台にして考えてみてはどうだろうか。

副委員長

昨日、問題となっている地区を自分で歩いてみた。委員長がおっしゃるように、妥当な距離は 1.5 km くらいではないかと感じている。他の付帯条件をつけると、難しくなると思うので、それ以外の条件をつけない形にしてはどうかというのが私の意見だ。ただし、不登校やいじめといった問題については、教育委員会で認めたものについてはその限りではないという形で、距離に関わらず認めてよいだろうと思う。

事務局

現在、いじめや不登校の問題については、従来からある制度の中で距離の要件とは別に対応をしています。

委員長

いじめ、不登校については現状の制度にあるということなので、副委員長の意見は、「1.5 km を超える場合に限り、付帯条件はつけない」ということだ。

委員

先ほど指定校を決めるときの範囲が 4 km、6 km というのがあったが、これとの関係はどうなるのか。

委員長

4 km、6 km というのは、通学区域の範囲を決めるときに考慮しているもので、例えば 2 km とか 1.5 km にしたら、学校の数を考えれば当然無理なこととなる。それは指定校を決めるときの問題で、今私たちが話していることとはストレートにつながらない話だ。

委員

距離だけでというのもあるが、資料の 18 ページを見ると、1.5 km といえば大体全部があてはまり、23 ページを見ると、こここの生徒は 90% が丸ノ内へ行つてている。ところが、残りの 10% は旭町に行つてているということで、こういう変更者が多いところは、地域でこっちへ行くというように決めなければ、地域の中で学校がばらばらになつてしまふという今の問題は解決しないのではないかと思う。

委員長

ということは、家単位でやるのではなく、町会単位で考えるということか。

委員

蟻ヶ崎東は原則丸ノ内中学に行くということに決めるということだ。

委員長

指定校を変更するということか。

委員

そういうこともやらなければ、現在の問題は解決しないような気がする。

委員長

もとより私が出している数字で、地域づくりに関わる問題等が全部解決するということでは決してない。そうでなく、純粹に距離の問題で通学区ということを考えた場合に、常識的にはそういう線だろうということしかない。

町会単位でまとまって指定校を変えていくということになると、ここだけでなく他の所でもそういった問題が出てくるので、それは無理だろうと思う。

委員

委員長がおっしゃった 1.5 km というのは、中学生でもあてはまるのか。

委員長

それももう一つの問題だ。小学校と中学校で変えていくという考え方もある。

委員

例えば中学校の基準を 2 km にした場合、小学校で 1.5 km の基準で指定校変更していたのが、中学校で 2 km の基準になって指定校へ行くということになると、小学校、中学校で同じ地区の学校へ行くというのが通らないというのが考えられる。

事務局

小学校と中学校の位置は、並んでいる場合もありますが、ほとんどは違う場所にあるので、必ずしもそういうことにはなりません。

委員長

今、「小学校でここに行っていたので、中学校はここに行きたい」というのがある。そこの扱いを今後どうしていくかということがある。細かいことをいうと、兄弟がいて、上の子がここに行っているから下の子もここにというのを認めている。そういうのは認めていくということでいいのかもしれない。

1.5 km は小学生だとぎりぎりかもしれないが、中学生だと 2 km でもいいのではという意見はあり得ると思う。ただ、そこは小学校と中学校で変えない方がわかりやすいと思う。

委員

私も一定の距離の要件を設けることは必要だと思う。

一つ確認したいのは、距離までここで決めるのか、それとも教育委員にこのくら

いがいいのではと打診をすることだが。

委員長

どちらもあると思うが、基本的には、ここで「この線だ」というのを決めて構わないと思う。

委員

決めていくなかで、「これが絶対だ」というのはないと思うので、決めた後一定期間の後に検証していくとか、そういったことも改めてこの中で決めていく必要があると思う。

委員長

課題を整理すると、距離の基準を設けるというのもあるが、もう一つは、どの時点からそれを適用するかということ、もう一つは委員がおっしゃったように、今妥当だろうという線を決めて、未来永劫そのままというわけにもいかないので、時期を区切って定期的にこの制度の見直しをやっていくということは、この検討会としても要求した方がいいだろうというのである。例えば、10年に1回は検討してほしいというような意見をつけることはできると思う。それはまたある程度数字が固まってからやっていきたいと思う。

委員

逆に、今まで4kmだったのが 1.5 kmという距離になると、町会の中で学区外の学校に行きたいというのが出てきたときに、まとまりが悪くなることが懸念される。

委員長

そうではなく、今までは 100mでも近ければそちらへ行ってよかつたということだ。

委員

1.5 kmというのが妥当かというのは、もう一度検証しなければならない。

もう一つは、行事的な問題もあるが、話し合いの中で、町会単位での指定校の見直しも必要ではないかと思う。

さらに、補足資料に「通学区審議会において審議し、その意見を答申」とあるが、申請について、通学区審議会での諮問が実際には行われていないような感覚をもつた。申請がきたものをそのまま許可している状況だからこのようになったのではないかという見方も出るような気がする。審議会のあり方自体も、地域に対してコミュニティが保てるように考えてもらわないといけない部分があると感じた。

事務局

検討していただくのに理解の違いがあつてはいけないので改めて説明させていただきます。

4kmというのは、学校の位置が決まっていて、小学校の場合はそこへ町会単位で4kmの範囲内で行ける通学区を設定しているということであり、弾力化制度の距離とは全く一致するものではありません。また、通学区域と、弾力化制度による指定校の変更というのは別のものであり、ある町会について通学区域の見直しをすると

いう時には通学区審議会に諮って決めていく作業をしますが、今回検討していただいているのは、通学区域は見直さないが、隣接する区域にある学校の方が近い場合に、そちらへ行くことができるという制度をどのように見直すかということです。

委員

そうすると、変更の申請さえあれば許可が出るという制度になっているのか。

事務局

条件が整えば、許可を出しています。個別のケースなので、審議会に諮るというような内容ではなく、教育委員会で判断をしています。

委員長

実態は、希望する学校が施設の関係で無理だというような状況がない限りは、少しでも近ければ認めているはずだ。

委員

そうなると、「町会単位」ということが無視される可能性も出てきているということだ。

委員長

委員がおっしゃっていることは、みんな同じように感じている部分もあって、通学区域そのものも定期的に見直してほしいという意見を付すことはできるが、今回それを我々が線引きをするということではない。

委員

申請の際に出してもらっている誓約書を精査したことはあるのか。距離要件の場合は、誓約書は必要ないのか。

事務局

誓約書は、出していただいている。

委員

100m近くても許可を出しているのか。

事務局

今の制度では、そういう状況です。

委員

そうすると、教育委員会では安易に許可を出したと思うが、そのところはいかがか。

委員長

事務局に言っても仕方がないので、それがよくないのであれば、よくないという意見として出していただきたい。

委員

100mという違いで安易に許可を出したのか、よく考えて出したのか聞きたい。

委員長

事務局サイドで、上がってきた申請について、その人の判断でやっているということはないわけだ。

委員

事務局全体でそれをどう考えているか。

委員長

それは、決められた条件に合えば基本的には認めてきたということだ。

委員

その100mが条件にあったのかということだ。

委員

いずれにしても個人の申請なので、個人が教育委員会に申請をして、条件に合つていればいいし、外れていればだめだという話をするだけであり、結果については一般に公表するものではないと思う。現状の基準に当てはまれば許可を出しているので、その基準をこれからどうしていくかということを検討していこうということだ。

委員

1.5kmというと、山辺小から清水小はかなり該当する。そうすると、我々が困っていた弾力化の問題点がもっとフリーになってしまってはいいのではないか。距離での歯止めでは、元に戻ってしまうのではないか。

委員長

線を引く以上、必ずそういう問題は出る。距離の要件を入れないでやった方がいいということか。

委員

距離ではなく、地域で決めるべきだ。「この地域はこの学校」という風に決めるべきだ。

委員

それは、「指定校の区域を変える」ということになる。

委員

それを変えた方が、距離で縛るよりもいいと思う。

委員長

地域をどうするかといった具体的な方策を示すことは、この検討委員会の本来の任務ではない。その一環として、今決められている指定校の区域の線引きをここで変えるということはできないのでやらないということだ。

委員

指定校を決めるときの基準は、距離ではなくて、地域で決めるべきだと思う。

委員長

今でも、町会単位を基本にして決めている。指定校を見直す方が早いかというと、そうではない部分もある。松本市全域で見直しをしていくとすると、また新たな矛盾を作り出す可能性もある。

委員

全部を見直すことはできなくても、例えば山辺小学校と清水小学校のような問題のある地域では、条件を厳しくすることも考えなければならない。

委員長

私の案では、条件を厳しくしている。

委員

この弾力化の問題を取り上げた原点は、子どもたちのコミュニケーションが図れていかないために、町会の役員のなり手がないような状態を作り出す可能性があるので、地域の子どもたちをまとめたいということだ。指定校があるのに別の学校へ行っていて、地域の行事にも出てきてくれるのは、町会の中での P T A の横の連絡がないからだ。P T A が関わってくれれば、必ず子どもたちは一緒になってやっていける。P T A は学校のつながりが大きいので、そこを通学区の弾力化の問題として取り上げている。

委員長

そのあたりは、意見としてつけていこう。

委員

教育委員会として、学校が違っても、地域でまとまって、将来地域を担ってもらえるような方向付けを是非してほしい。

委員長

私はそれを否定するつもりはないが、そういう問題に切り込むための具体的な方策をたてることはここではできないので、検討する過程でこういう意見が出たということは書きこんでいけばよいと思う。

委員

距離の線引きがあれば、保護者の方も変更できるかどうかの判断ができるので、1.5 kmとか2 kmといった線引きは必要だと思う。

委員長

指定された学校までの距離が 1.5 km以内の場合は指定校に行くことにし、それを超えた場合に指定校以外の学校へ行く可能性があるというところまでは、よろしいか。

一同、同意

事務局

事務局として、来年度の指定校変更一斉受付期間に申請をした方について、木村

委員長がおっしゃった条件でシミュレーションをしたので、検討の参考にしていた
だきたいと思います。中学生については、大人にはほぼ近いだろうという考え方で、指
定校まで2kmという線にしてあります。

委員長

3ページ目の20、27、54という数字は対象外の方の数か。

事務局

指定校変更を認めることになる方の数です。

委員長

一番右の基準が一番緩い。指定校までの距離が1.5kmを超え、指定校までと希望
校までの距離の差が0.5km以上という場合だが、これでいくと、88人中54人が認め
られるということだ。もし、0.5kmという条件をつけなければ、認められる人数はよ
り多くなる。

通学に1時間もかかるというようなのは、やはり考えてあげなければいけない。
小学生で1.5kmというのは妥当な線だと思うので、そこは基準としたい。

中学校と小学校の基準を変えるかという問題もあるが。

委員

中学生はもう少し歩いて、足腰を鍛えた方がいいと思う。

委員

中学生2kmは妥当な線だと思う。

委員長

中学生であれば、30分ということを考えるとそんな線だろう。

基本的に、小学生であれば指定校まで1.5km、中学生であれば2kmを超えている
ことを一つの条件としたい。

その条件を満たしていれば、100m近いというだけでも変更ができるかどうか、ほ
かの基準を設けるべきか。

委員

私は他の基準もあった方がいいと思う。たとえ50mでも近ければいいということ
ではなく、差はあった方がいいと思う。

委員

今の許可条件に何があるか聞いて、そこで歯止めがかかるかどうか考えたい。

事務局

第1回目の資料の14ページに、通学距離以外の要件を示しています。16ページ
には、申請の際に求める条件を示していて、これは制度が始まった時からあるもの
ですが、申請時に「在住地の地域行事に積極的に参加する」という誓約を保護者の
皆さんに確認をして、納得の上、提出していただいている。

委員

誓約書の「在住地の地域行事に参加」とあるが、実際には学校がある他地区の行事に参加していて、地元には出ていないということだ。育成会としては、それを受け入れてはいるが、誓約が果たされていないというのはおっしゃるとおりだ。

委員

委員長の意見でいいと思う。付帯条件は必要になると思う。

委員長

距離の差の条件を設けるという考え方もあるが、10年間この制度をやってきて初めて 1.5 km という歯止めをかけただけでも大きな成果で、初めての見直しなので、まずはそれ一本でいくという考え方もある。無理にここで付帯条件をつけないで、今後の 10 年を見て考えていくという方法もある。私もその点にはこだわっていないが、皆で話し合って、一番よい方法を考えていきたい。

委員

指定校までの基準を設けるだけで、他の条件は付けなくていいと思う。

委員長

非常に分かりやすいことは確かだ。

委員

前橋の例で、差が 2 分の 1 というのを直線距離で測っているが、実際の通学の距離を考えるとすると、かなり大変な作業かと思う。距離の差は設けた方がいいとは思うが、最初の見直しなので、指定校までの距離を定めるだけでよいという気もしくはない。

委員

あまり付帯条件を付けると、申請を受け付ける方でもある程度の混乱が生じると思う。あの人は認めたのに、私のときには認めないのかというようなことが出てくるのではないか。条件はあまり書き込まない方がいいのではないかと思う。

委員長

小学生で、1.5 km という基準一本でやった場合に、この 88 人中 60 人程度が認められることになる。

委員

学校の運営上、偏ってしまって在学生が少なくなってきた場合、教育委員会として調整はしないのか。線引きを厳しくしたり、許可を取り消して指定校へ行ってほしいというようなことをできる権限は持っているのか。

事務局

先ほどの条件の中に、受け入れる学校の施設の規模のことは書いてありますが、全体的に子どもの数が減っていく傾向があるので、今回の制度に限らず、そういういた部分で調整をしていくというのは難しいです。ただ、この制度を使うことにより

施設が満杯になってしまうといった部分では、当然調整はしていきます。

委員

笛賀の地区では、2kmの基準は十分に満たしているが、来年から教室がないということで、信明中学校ではなく、指定校へ行くことになった。生徒が減ったりして空きが出れば、そちらへ行ってよいということになるのか。

事務局

たまたま信明中学校では学校の規模の面でそういった措置をとりましたが、全市的なルールとして例えば今の2kmというような基準ができた時に、その距離に当てはまり、学校の施設にも空きが出てくれれば、またその時点で当然検討することはあると思います。

委員

そういう事情で通学区が変わるというのは問題がある。今回の問題とは関係がないが、どういった考えを持っているのか聞きたい。

委員長

それはまた別の問題として考えてもらうことにしたい。

現状だと88人が認められるが、1.5kmを超えるという歯止めをかけると、このシミュレーションでは61人が認められる。さらに500mの差という基準を設ければ、7人の違いが出てくる。

事務局

中学校では、500mの距離の差の要件を入れた場合は37人、入れない場合は44人が対象になります。

委員長

地区によって顕著に影響が出てくるところがある。田川小から鎌田小では、みんな1.5kmに収まっている。

町会の皆さんのお見では、指定校までの距離以外の基準を設けるのはどうなのかなということだったがいかがか。

委員

皆さんの意見で全然構わないけれども、地域行事の参加について、教育委員会も努力はしてくれているが、我々もできるだけ努力をしていかなければならないと反省している。

委員長

1.5kmと2kmという基準一本でいくことでよろしいか。

委員

もう少し考えたい。

委員長

まだもう少し時間があるので、ここはじっくり考えていこう。

委員

21ページの資料で、距離以外の要件もあると思うが、小池町会では一つの町会で5校にも散らばってしまっている。1.5kmの基準で、ここも解消されるのかと疑問に思った。

事務局

今ご指摘があった21ページの資料は、在学生ベースの人数であり、理由別の統計はありません。小池町会で清水小学校へ行っている3人についてはおそらく距離要件だと思いますが、距離以外の他の要件も含んだ数字になっています。

委員

特殊な例も含んでいるということですね。

委員

松本は通学する距離で測っているので、付帯条件を付けてしまうと、どう判断するかが難しいと思う。普通に行けば同じ距離だが少し回り道をすれば50mオーバーするというのを申請されたときに、判断する方では難しいと思う。

委員長

私が付帯条件を示した理由は、50mでも近い方に行けるというのは問題があるということと、基本的には指定校へ行くという考え方の反映からだ。

委員

学校としては、近い方がいいという気はする。

シミュレーションの1ページで、里山辺の湯の原は本来なら近い方が指定校であるべきだと思うが、距離の差が0.4kmなので、この子どもは指定校変更が認められないということになる。そうすると、500mの差を設けない方がいいと思う。

委員長

直線だと簡単だが、通学路で測った場合、500mの付帯条件を付けると煩雑になるかどうか、事務局の立場としてはどうか。

事務局

事務的には指定校までの通学路、希望校へ行くときに通るであろう経路をパソコン上で計測するので、それを比較することはそれほど複雑な作業ではありません。ただ、やってみたら500mの条件に合わなかったという場合に、申請者が「ではこちらのルートではどうか」という話になる可能性はあります。

委員

今は個人がパソコンで調べることができるので、申請者は実際には通らない道で申請してくることがある気がする。

事務局

そういう話をすると、そもそも指定校までの距離においてもそういったことが出てくるということになります。

委員

通学路というのは、決まっているのか。

事務局

学校で、大筋の幹となる道路については指定をしていますが、その道路に出るまでの間は、各家庭でどこを通るというように決めたのが通学路です。

委員

「私はこちらを通る」というのが出てくると、問題になってくると思う。

委員長

小学校では、1.5 km以内であれば指定校へ、中学校では、2 km以内であれば指定校へ、それを超えた場合にのみ近い学校へ行くことができる可能性が出てくるというのは、ここで合意をしたということで確定したい。さらに、そこにもう一つハードルを設けるかどうかというのは、次回もう一度議論することしたい。

次回、実質的な議論としては最後になると思う。決まればできるだけ早く実施するのが筋だと思うが、導入時期の問題もある。それと、定期的に通学区域も含めた検証をするシステムを作っていくというようなところまで、次回話をていきたい。あとは、最後の会合で文章化したものを見て確認をするという段取りでいきたい。

委員

公民館長会で今までの経緯を話した中で、もし変更をするならば、次年度から対応できるようにしていただきたいという要望があった。

(5) 閉会

委員長

今日はじっくり自由にご意見を出していただいた。残るテーマは今申し上げたところなので、それぞれ考えてきて、次回できるだけ迅速に話を進められればと思っている。

通学区弾力化制度の見直しについて

課題とされてい る事項	1 指定校変更者数の増加 2 通学距離が指定校と大差ない場合も認めている 3 距離基準を設けた運用の必要性 4 小学校時の指定校変更者について、距離要件に該当しない中学校 への指定校変更を認めていること
前回までの主な 意見	1 通学距離が長い児童生徒に配慮し制度は存続 2 何らかの歯止めが必要であれば、距離的な制約を設けるなど、制 度の運用方法を見直すことが現実的 3 希望校との通学距離の差についても要件に加えるべきか 4 子どもたちや保護者への影響を考慮し最小限の見直しにすべき 5 定期的に制度の検証及び見直しをしていくことが必要 6 小学校から引き続き中学校の変更を無条件に認めるのはやめ、教 育的配慮は限定すべき 7 制度を変えるのであれば、次年度から適用するよう要望がある
弾力化制度の見 直し案	1 通学距離による指定校変更の許可要件 (1) 指定校への通学距離が小学校 1.5 km、中学校 2.0 km を超える場 合 (2) 指定校と希望校との距離の差 2 「兄弟関係」「友人関係」の取扱いについて (1) 入学時に兄、姉が在学している場合 →従来から教育的配慮として認めており継続したい。 (2) 小学校時の友人関係を理由に、中学校の指定校変更を希望する 場合 →特別な理由がない限り認めないとことしたい。 3 見直し後の制度の適用時期 (1) 適用開始年度 (2) 平成 25 年度指定校変更者の取扱い

地域活動における課題解決に向けた取組みについて

課題とされている事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもたちの地域行事参加 2 地域に根付いた子どもの育成 3 保護者の意識改革
前回までの主な意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 他校に通う子どもたちが行事に参加しない（参加しにくい） 2 地域行事参加の誓約が守られていない 3 保護者間の融合が難しく両者の話し合いがうまくいかない 4 指定校通学者であっても行事に出ない子どもは多く、町会未加入世帯もあることから、大人への対処が必要 5 保護者に町会という意識がなく、まずその意識改革が必要 6 魅力あるまちづくりが必要 7 学校が違っても地域で集える場所、機会が必要
取組み案	課題解決のためにそれぞれの立場で、または連携して取り組むべき対応策として
PTA	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域と家庭、地域と学校の連携の重要性について保護者の再認識を促す取組み 2 町会内で別々の学校に通学しているPTA両者の話し合い
学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 学区外通学者が在住地の活動に参加できる仕組みづくり（子ども会組織、両PTAの調整等） 2 子どもたちへの地域活動参加の指導、保護者への啓発 3 魅力ある学校づくり
町会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各家庭に対する町会活動の発信 2 別々の学校に通学しているPTA両者間の調整と連携 3 魅力あるまちづくりと、大人の意識を変えていく取り組み
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の枠を越えた子どもたちの交流の場、機会の確保 2 育成会、公民館等の関係団体の事業の連携
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域行事に参加するという誓約遵守の指導と許可の厳格化 2 保護者の意識改革

通学区弾力化制度検討委員会の提言について

本委員会における検討結果を提言書としてとりまとめ、教育委員会に提出することとしたい。

1 名称案

松本市立小中学校の通学区弾力化制度に関する提言書

2 構成案

(1) はじめに

(委員長のことば)

(2) 検討委員会の開催経過

(3) 制度の見直しに関する提言

①距離要件の設定

②小学校から引き続き学区外の中学校への通学を認めることの可否

③見直し後の制度の適用時期

④経過措置

⑤付帯意見（定期的な検証及び見直し、課題解決に向けた関係者の取組み、将来的な通学区域見直しの必要性）

(4) 添付資料

ア 検討委員会委員名簿

イ 検討委員会における主な意見等

3 今後の予定

(1) 12月14日開催予定の第6回検討委員会において、提言書の内容を協議・決定

(2) 別途日程調整のうえ、提言書を年内に教育委員会へ提出（正副委員長対応）

25年度小学校指定校変更申請者 ※距離要件設定シミュレーション

対象外

指定校	希望校	町会	指定校まで	希望校まで	距離の差	指定校1.5km超え 距離の差 0.5km以上	指定校1.5km超える
山辺小 19人	清水小 17人	里山辺下金井	3.0	1.5	1.5		
		里山辺下金井	2.8	1.8	1.0		
		里山辺下金井	2.6	1.7	0.9		
		里山辺下金井	2.6	1.7	0.9		
		里山辺下金井	2.5	1.7	0.8		
		里山辺下金井	2.5	1.6	0.9		
		里山辺下金井	2.5	1.6	0.9		
		里山辺下金井	2.4	1.7	0.7		
		里山辺下金井	2.1	1.2	0.9		
		里山辺若里町	1.7	0.9	0.8		
		里山辺小松町	2.1	0.7	1.4		
		里山辺小松町	2.0	0.8	1.2		
		里山辺湯の原	2.9	2.1	0.8		
		里山辺湯の原	2.3	1.9	0.4		
		里山辺北小松	2.2	0.8	1.4		
		里山辺北小松	2.0	0.9	1.1		
		里山辺北小松	2.0	0.7	1.3		
		平均:対象者	2.4	1.4	1.0	16	17
源池小 2人	源池小 2人	里山辺北小松	1.9	1.1	0.8		
		里山辺北小松	1.8	1.1	0.7		
		平均:対象者	1.9	1.1	0.8	2	2
田川小 13人	鎌田小 10人	渚本郷	1.3	0.5	0.8		
		渚本郷	1.3	0.5	0.8		
		渚本郷	1.2	0.4	0.8		
		渚本郷	1.1	0.4	0.7		
		渚本郷	1.1	0.4	0.7		
		渚本村	1.2	0.6	0.6		
		渚本村	1.1	0.8	0.3		
		渚本村	1.0	0.7	0.3		
		渚本村	1.0	0.7	0.3		
		渚上	1.1	1.0	0.1		
		平均:対象者	1.1	0.6	0.5	0	0
	開智小 3人	放光寺	2.7	1.8	0.9		
		放光寺	3.3	2.1	1.2		
		放光寺	2.9	2.3	0.6		
		平均:対象者	3.0	2.1	0.9	3	3

指定校	希望校	町 会	指定校 まで	希望校 まで	距離の 差	指定校1.5 km超え 距離の差 0.5km以上	指定校1.5 km超える
芳川小 13人	寿小 5人	芳川村井町	2.7	1.1	1.6		
		芳川村井町	2.4	1.9	0.5		
		芳川村井町	1.5	0.8	0.7		
		芳川村井町	1.4	0.7	0.7		
		芳川村井町	1.3	1.0	0.3		
		平均:対象者	1.9	1.1	0.8	2	2
	開明小 6人	芳川平田	2.9	1.4	1.5		
		芳川平田	2.7	1.5	1.2		
		芳川平田	2.6	1.6	1.0		
		芳川平田	2.6	1.3	1.3		
		芳川野溝	2.0	1.1	0.9		
		芳川野溝	1.9	1.2	0.7		
		平均:対象者	2.5	1.4	1.1	6	6
	並柳小 1人	芳川平田	3.0	1.9	1.1		
						1	1
	二子小 1人	芳川野溝	1.6	1.5	0.1		
						0	1
島立小 9人	田川小 8人	島立荒井	2.5	1.0	1.5		
		島立荒井	1.9	0.8	1.1		
		島立荒井	1.7	1.2	0.5		
		島立堀米	2.9	0.9	2.0		
		島立堀米	2.8	0.7	2.1		
		島立堀米	2.5	0.8	1.7		
		島立堀米	2.4	1.1	1.3		
		島立堀米	2.0	1.3	0.7		
		平均:対象者	2.3	1.0	1.4	8	8
	島内小 1人	島立堀米	2.9	1.7	1.2		
						1	1
寿小 7人	並柳小 6人	寿竹渕	3.4	1.1	2.3		
		寿竹渕	3.2	1.1	2.1		
		寿竹渕	2.8	1.7	1.1		
		寿竹渕	2.7	1.9	0.8		
		寿竹渕	2.7	1.8	0.9		
		寿竹渕	2.6	1.3	1.3		
		平均:対象者	2.9	1.5	1.4	6	6
	明善小学校 1人	寿白姫	1.9	1.5	0.4		
						0	1

指定校	希望校	町会	指定校まで	希望校まで	距離の差	指定校1.5km超え 距離の差 0.5km以上	指定校1.5km超える
本郷小 6人	岡田小学校 3人	岡田伊深	2.4	2.2	0.2		
		水汲1	1.0	0.5	0.5		
		原	0.9	0.5	0.4		
		平均:対象者	1.4	1.1	0.4	0	1
	旭町小 3人	大村南	1.8	1.0	0.8		
		大村南	1.6	1.1	0.5		
		南浅間2	1.6	1.2	0.4		
		平均:対象者	1.7	1.1	0.6	2	3
並柳小 5人	開明小 2人	出川町	1.7	1.2	0.5		
		出川町	1.7	1.1	0.6		
		平均:対象者	1.7	1.2	0.6	2	2
	筑摩小 3人	出川町第1	1.9	1.2	0.7		
		出川町第1	1.4	1.0	0.4		
		出川町第1	1.4	1.0	0.4		
		平均:対象者	1.6	1.1	0.5	1	1
明善小 5人	寿小 5人	寿台2丁目	1.4	1.1	0.3		
		寿台3丁目	1.5	0.9	0.6		
		寿台3丁目	1.4	0.9	0.5		
		寿台3丁目	1.3	1.0	0.3		
		寿台4丁目	1.5	0.9	0.6		
		平均:対象者	1.4	1.0	0.5	0	0
菅野小 2人	二子小 2人	神林下神	3.2	1.4	1.8		
		笛賀中二子	2.2	1.2	1.0		
		平均:対象者	2.7	1.3	1.4	2	2
開智小 2人	田川小 1人	今町1丁目	1.4	0.6	0.8		
						0	0
	旭町小 1人	白金町	2.0	1.7	0.3		
						0	1
鎌田小 2人	島立小 1人	五月町	1.6	1.3	0.3		
						0	1
	開明小 1人	高宮	1.7	0.8	0.9		
						1	1
旭町小 1人	岡田小 1人	中原	1.3	1.0	0.3		
						0	0
開明小 1人	二子小 1人	弥生町	1.5	0.9	0.6		
						0	0
源池小 1人	筑摩小 1人	筑摩東	1.0	0.9	0.1		
						0	0
清水小 1人	開智小 1人	上土町	1.4	1.1	0.3		
						0	0
島内小 1人	田川小 1人	島内松島	1.7	1.1	0.6		
						1	1
合計	88人	平均:対象者	2.0	1.2	0.8	54	61

25年度中学校指定校変更申請者 ※距離要件設定シミュレーション

本象外

指定校	希望校	町 会	指定校 まで	希望校 まで	距離の 差	指定校2km 超え 距離の差 0.5km以上	指定校2km 超える
旭町中 32人	丸ノ内中 29人	蟻ヶ崎東	2.8	0.9	1.9		
		蟻ヶ崎東	2.8	0.9	1.9		
		蟻ヶ崎東	2.6	1.0	1.6		
		蟻ヶ崎東	2.6	1.0	1.6		
		蟻ヶ崎東	2.5	1.1	1.4		
		蟻ヶ崎東	2.4	1.1	1.3		
		蟻ヶ崎東	2.4	1.0	1.4		
		蟻ヶ崎東	2.4	1.0	1.4		
		蟻ヶ崎東	2.4	0.9	1.5		
		蟻ヶ崎東	2.4	0.9	1.5		
		蟻ヶ崎東	2.3	0.8	1.5		
		蟻ヶ崎東	2.2	1.0	1.2		
		蟻ヶ崎東	2.1	1.0	1.1		
		蟻ヶ崎東	2.0	1.2	0.8		
		蟻ヶ崎東	1.9	1.3	0.6		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.4	1.0	1.4		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.3	1.0	1.3		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.3	1.0	1.3		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.3	0.9	1.4		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.3	0.9	1.4		
		蟻ヶ崎深志ヶ丘	2.2	1.0	1.2		
		沢村	2.1	1.2	0.9		
		沢村	2.1	1.3	0.8		
		沢村	2.1	1.2	0.9		
		徒士町	1.9	1.2	0.7		
		蟻ヶ崎北	2.6	1.3	1.3		
		新田町	2.0	1.5	0.5		
		田町	1.9	1.5	0.4		
		鷹匠町	2.4	1.5	0.9		
		平均:対象者	2.3	1.1	1.2	24	24
清水中 3人	横田第3 横田第6 袋町	横田第3	2.0	1.0	1.0		
		横田第6	1.8	1.0	0.8		
		袋町	1.9	1.3	0.6		
		平均:対象者	1.9	1.1	0.8	0	0

指定校	希望校	町 会	指定校まで	希望校まで	距離の差	指定校2km超え 距離の差 0.5km以上	指定校2km 超える
女鳥羽中 18人	旭町中 18人	浅間温泉第8	1.7	0.8	0.9		
		浅間温泉第8	1.7	0.8	0.9		
		浅間温泉第8	1.6	0.7	0.9		
		浅間温泉第8	1.6	0.7	0.9		
		浅間温泉第8	1.5	0.7	0.8		
		浅間温泉第8	1.4	0.5	0.9		
		浅間温泉第8	1.3	0.5	0.8		
		大村南	2.7	2.0	0.7		
		大村南	2.7	1.4	1.3		
		大村南	2.4	1.8	0.6		
		大村南	2.3	1.5	0.8		
		南浅間3	1.8	1.1	0.7		
		南浅間3	1.7	0.9	0.8		
		浅間温泉第6	1.2	0.8	0.4		
		浅間温泉第6	1.2	0.8	0.4		
		南浅間1	1.7	0.9	0.8		
		南浅間2	1.9	0.9	1.0		
		浅間温泉第7	1.5	0.9	0.6		
		平均:対象者	1.8	1.0	0.8	4	4
開成中 13人	鎌田中 8人	逢初町	2.5	2.0	0.5		
		逢初町	2.5	1.5	1.0		
		逢初町	2.5	1.4	1.1		
		豊田町	2.5	1.6	0.9		
		豊田町	2.4	1.7	0.7		
		豊田町	2.1	1.9	0.2		
		中林	2.4	2.0	0.4		
		中林	2.2	2.1	0.1		
		平均:対象者	2.4	1.8	0.6	5	8
	清水中 4人	中林	2.4	1.9	0.5		
		中林	2.2	1.8	0.4		
		筑摩東	2.2	1.9	0.3		
		筑摩東	2.2	1.8	0.4		
		平均:対象者	2.3	1.9	0.4	1	4
	山辺中 1人	筑摩東	1.9	1.5	0.4		
		平均:対象者				0	0

指定校	希望校	町 会	指定校 まで	希望校 まで	距離の 差	指定校2km 超え 距離の差 0.5km以上	指定校2km 超える
丸ノ内中 8人	鎌田中 8人	渚本郷	2.1	0.5	1.6		
		渚本郷	2.0	0.8	1.2		
		渚本郷	1.9	0.9	1.0		
		渚本郷	1.9	0.8	1.1		
		渚本郷	1.9	0.8	1.1		
		渚本村	2.4	0.4	2.0		
		渚本村	2.0	0.7	1.3		
		渚内城	1.6	1.1	0.5		
		平均:対象者	2.0	0.8	1.2	2	2
筑摩野中 2人	開成中 2人	寿竹渕	3.1	2.4	0.7		
		寿竹渕	2.6	2.5	0.1		
		平均:対象者	2.9	2.5	0.4	1	2
松島中 1人	鎌田中 1人	島立荒井	1.6	1.4	0.2		
		平均:対象者				0	0
合 計	74人	平均:対象者	2.1	1.2	0.9	37	44

50.0% 59.5%

指定校変更先の小学校から引き続きその学区の中学校へ入学する例

- ① A宅は指定校の山辺小まで3km、隣接通学区の清水小まで1. 6kmのため小学校入学時に通学距離要件により清水小に指定校変更
- ② 中学入学時、指定校である山辺中の方が近いものの、通いなれた通学路、小学校時の友人関係の継続を理由に清水中を希望

